

借入金利に関する注意事項

1 借入期間

【フラット35】の借入期間は、最長 35 年です。

【フラット20】は、【フラット35】のうち 15 年以上 20 年以下の借入期間を選択していただく場合をいいます。

【フラット50】の借入期間は、最長 50 年です。

お客さまの年齢により、借入期間が短くなる場合があります。

2 借入額

【フラット35】・【フラット20】の借入額は、100 万円以上 8,000 万円以下(1万円単位)で、建設費または購入価額(非住宅部分を除く。)以内です。

【フラット50】の借入額は、100 万円以上 6,000 万円以下(1万円単位)で、建設費または購入価額(非住宅部分を除く。)の6割以内です。

【フラット50】は、【フラット35】または【フラット20】と併せてご利用いただけます。その場合の借入額は 200 万円以上 8,000 万円以下(1万円単位)で、建設費または購入価額(非住宅部分を除く。)以内です。ただし、この場合でも【フラット50】の借入額は、100 万円以上 6,000 万円以下(1万円単位)で、建設費または購入価額(非住宅部分を除く。)の6割以内で変わりません。

3 借入金利

借入金利は、資金受取時の金利が適用されます。

借入金利は、取扱金融機関により異なります。

借入金利は、毎月見直されます。

借入金利は、借入期間(20 年以下・21 年以上 35 年以下・36 年以上)、融資率(9割以下・9割超)、加入する団体信用生命保険の種類等に応じて異なります。

【フラット50】と【フラット35】または【フラット20】を併せて利用する場合で融資率が9割を超えるときの借入金利は、【フラット50】および【フラット35】または【フラット20】のそれぞれについて、融資率が9割超の金利が適用されます。

4 担保

借入対象となる住宅およびその敷地に、住宅金融支援機構を抵当権者とする第1順位の抵当権を設定していただきます。

抵当権の設定費用(登録免許税・司法書士報酬等)は、お客さま負担となります。

5 火災保険

借入対象となる住宅に、火災保険(損害保険会社の火災保険または法律の規定による火災共済)に加入していただきます。

火災保険料は、お客さま負担となります。

6 手数料

融資手数料は、取扱金融機関によって異なります。

融資手数料は、お客さま負担となります。

7 保証料

保証料はかかりません。

8 説明書の入手方法

説明書(パンフレット等)は、お申込みを希望する取扱金融機関で入手できます。

9 返済試算額の入手方法

ご返済額の試算は、こちら(<http://www.flat35.com/simulation/sim1.html>)またはお申込みを希望する取扱金融機関で行うことができます。

10 借入金利引下げに必要な条件

取扱金融機関によって、独自の取引条件により借入金利の引下げを受けられる場合があります。詳細は、各取扱金融機関にお問い合わせください。

【フラット35】S、【フラット35】リノベまたは【フラット35】子育て支援型・地域活性化型に該当する場合は、それぞれ借入金利の引下げが受けられます。詳細は、次をご確認ください。

・【フラット35】Sの取引条件

(<http://www.flat35.com/loan/flat35s/index.html>)

・【フラット35】リノベの取引条件

(<http://www.flat35.com/loan/reno/index.html>)

・【フラット35】子育て支援型・地域活性化型の取引条件

(<http://www.flat35.com/loan/flat35kosodate/index.html>)